

(仮訳)

水産局告示

2024 年

件名 水産動物または水産動物製品輸入時の許可申請および
許可における規則・方法および条件の制定(第3版)

2015 年の漁業緊急勅令の第 92 条の第 4 段落の権限に基づき、水産局局長が以下の通り告示する。

第 1 条 本告示を「水産局告示 2024 年、件名 水産動物または水産動物製品輸入時の許可申請および許可における規則・方法および条件の規定(第 3 版)」と呼ぶ。

第 2 条 2017 年 3 月 31 日付の水産局告示 2017 年、件名「水産動物または水産動物製品輸入時の許可申請および許可における規則・方法および条件の規定」の第 5 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第 5 条 水産動物または水産動物製品の輸入を希望する者は、本告示末尾に添付する書式による許可申請書を提出するとともに、以下の証拠書類を添付又は提示し、情報を記すこと。

- (1) 一般個人の場合、国民 ID カード、またはパスポートを提示すること。
- (2) 法人の場合、以下の証拠を提示すること。
 - (a) 法人登記証明書のコピー
 - (b) 法人を代表する権限者の国民 ID カード、またはパスポート
- (3) 代理人に申請を委任する場合、以下の証拠も添付すること。
 - (a) 法律で規定する収入印紙を貼った委任状
 - (b) 委任者および代理人の国民 ID カードのコピー、またはパスポートのコピー
- (4) 当該の水産動物または水産動物製品が合法的な漁業により得られたことを示す、政府機関または政府が輸入を認可した機関が発行する水産動物捕獲証明書(Catch Certificate)のコピー、または以下の他の書類のコピー
 - (a) 水産動物または水産動物製品の輸出証明書のコピー
 - (b) 輸出時の通関証明書(Custom Clearance)のコピー
 - (c) 輸出時の通関申告書(Custom Declaration)のコピー
- (5) インボイス(Invoice)
- (6) 積荷目録(あれば)
- (7) 海面漁業による水産動物を 1 種類より多く輸入する場合は、梱包明細書(Packing List)が必要。ただし、梱包した水産動物の種類および数量を記載した箱形態による輸入を除く。その場合、書類番号、書類発行日、梱包番号、各梱包における水産動物の種類および数量、梱包数および総量の情報を示すこと。なお、梱包上の番号を正確に、はっきりと示し、梱包明細書(Packing List)の記載と一致していること。

(8) 係官が検査できるように、水産動物または水産動物製品の保管場所または物流センターの場所を記すること

(9) タイ国籍でない漁船による輸入は、外国漁船の入港許可通知書番号(NOTIFICATION TO FISHING VESSEL FOLLOWING A REQUEST TO ENTER PORT)を記すこと。

(10) タイ国籍の積み下ろし船で 30 グロストン以上の輸入の場合、入港通知承認(Port In)番号を記すこと。

(11) インド洋まぐろ類委員会 (Indian Ocean Tuna Commission: IOTC) 管轄の海域内で、かつ巾着網 (Purse Seine) および一本釣り (Pole and Line) で漁獲された、かつ缶詰め加工目的以外の HS コード 0303 の冷凍めばちまぐろ (BIGEYE TUNA) および HS コード 0304 のフィレ (Fillet) を輸入する場合、順に IOTC めばちまぐろ統計証明書 (IOTC BIGEYE TUNA STATISTICAL DOCUMENT) のコピー、または IOTC めばちまぐろ再輸出証明書 (IOTC BIGEYE TUNA RE-EXPORT CERTIFICATE) のコピーを添付すること

(12) 大西洋まぐろ類保存国際委員会 (International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas ; ICCAT) 管轄の海域内で漁獲された冷凍および冷蔵 (まるとのの状態および魚肉) のめかじき (Swordfish) は、順に ICCAT めかじき統計証明書 (ICCAT SWORDFISH STATISTICAL DOCUMENT) のコピー、または ICCAT めかじき再輸出証明書 (ICCAT SWORDFISH RE-EXPORT CERTIFICATE) のコピーを添付すること

(13) 南極の海洋生物資源の保存に関する委員会 (Commission for the Conservation of Antarctic Marine Living Resources: CCAMLR) 管轄の海域内で漁獲されたメロ (Tooth fish) の輸入は、輸入先国が発行するメロ輸出証明書 (Dissostichus Export Documents) のコピー、またはメロ再輸出証明書 (Dissostichus Re-Export Documents) のコピーを添付すること

(14) タイ王国から外国に輸出し、輸出先からタイに返送される水産動物または水産動物製品を輸入する場合は、水産動物または水産動物製品の輸出通知書(DOF4)の番号を記すこと。

(15) 他の法律で定めるその他の輸入付属書類

(4)、(5)、(6)、(7)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、および(14)の内容は、携帯品の水産動物または水産動物製品には適用されない。

第 3 条 2017 年 3 月 31 日付の水産局告示 2017 年、件名「水産動物または水産動物製品輸入時の許可申請および許可における規則・方法および条件の規定」の第 6 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第 6 条 第 5 条に基づく許可申請書を提出する場合、以下の場所又は方法で提出すること。

(1) 管轄区域の水産物検疫所管理センター、または水産物検疫所

(2) インターネットで水産局の中央申請ネットワークおよび許可証・証明書サポートシステム (Fisheries Single Window: FSW) を通して提出する。申請者は、2022 年水産局の中央申請ネットワークおよび許可証・証明書サポートシステムの規定に基づき、使用登録を完了していること。

(3) 局長が官報で告示して定める他の場所および方法」

第4条 2017年3月31日付の水産局告示2017年、件名「水産動物または水産動物製品輸入時の許可申請および許可における規則・方法および条件の規定」の第10条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第10条 水産動物または水産動物製品が検疫所管理センターまたは水産動物検疫所に到着した際に、輸入者は係員に対し、輸入許可証および本告示の添付資料に基づく必要な書類を提示しなければならない。係員は本告示の添付資料に従って検査を行うとする。ただし、タイ国籍ではない漁船による輸入およびタイの積み下ろし船による輸入を除く。

第5条 2017年3月31日付の水産局告示2017年、件名「水産動物または水産動物製品輸入時の許可申請および許可における規則・方法および条件の規定」の第12条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第12条 本告示に基づき発行する許可証は、係官が水産動物または水産動物製品を検査し、その種類、サイズ、数、または量が許可証の記載と正しく一致することを確認した場合に限り、法的効力を有する。

第1段落に記す水産動物または水産動物製品の検査は、本告示末尾に添付する水産動物および水産動物製品の検査方法、手順に従うものとする。」

第6条 本告示の施行日前に提出されている全ての申請書は、本告示に基づく許可申請書の提出と見なし、本告示で定める申請書の付属書類を添付、または提示するよう申請者に求める義務および権限を係官に付与する。

本告示の施行日前にまだ審査が完了していない水産動物または水産動物製品の輸入許可証の発行許可審査は、本告示で定める基準、方法および条件を適用して審査するものとする。

本告示の施行日前にまだ実施が完了していない輸入には、本告示で定める基準、方法および条件を適用する。

第7条 本告示を告示日（訳注：2024年5月7日）より施行する。

2024年5月7日告示

(バンチャー・スックゲオ)

水産局局长

水産動物または水産動物製品輸入許可申請書

(Application form for Aquatic Animal or Aquatic Animal Product Import Permit)

1. 申請先(Submit to)		2. 略称(Title) DOF 1	
		3. 番号(No.)	
4. 輸入者(Importer)	納税者番号/支所 No.(Tax No./Branch)	5. (原産国からの)輸出者(Exporter of Exporter Country)	
6. 目的(Purpose)		7. 輸入日(Arrival Date)	8. 輸入手段(Mean of Transport)
9. 乗物の名/番号/区分/容積(Vessel/Vehicle/Flight)		10. コンテナ番号(Container No.)	
11. 製造施設/捕獲場所(Warehouse/Cold Storage)		12. 積出国 (Consignment Country)	
13. 輸入水産動物検疫所 (Fisheries Port(Discharge Port))	14. 認可水産動物検疫所 (Fisheries Port(Release Port))	15. 輸入税関 (Customs Port(Discharge Port))	16. 寄港地 (Intended port of call)
17. 商品保管施設(Production Facilities)		18. <input type="checkbox"/> 返送(Return Cargo) 理由	19. 許可の詳細 -末尾添付リストの通り- (-Details-)
20. 参照書類(Reference)			
21. 申請書記入日(Application Date)		22. 輸入者代理人(Attorney)	
23. 申請書提出日(Submitted Date)	25. 署名(Signature)	26. 肩書及び機関の印章 (Officer Position and Emblem of Government Office)	
24. 申請書受理日(Accepted Date)			

1. 申請先(Submit to)	2. 略称(Title) DOF_1	A
	3. 番号(No.)	

番号 (No.)	水産商品(Fisheries Commodity)				数、量/ 単位 (Quantity/Unit)	正味重量/ 単位 (Net Weight/Unit)	寸法/単位 (Size/Unit)	価額(バーツ) (Value (Baht))	インボイス /番号/出所 (Invoice/No./Source)
	統計品目番号/詳細 (HS Code)	商標名/商標登録番号 (Trade Name/Registration no.)	学名/一般名 (Scientific Name/ Common Name)	原産国 (Origin Country)					
合計(Summary)									

21. 申請書記入日(Application Date)	22. 輸入者代理人(Attorney)	25. 署名(Signature)	26. 肩書及び機関の印章 (Officer Position and Emblem of Government Office)
23. 申請書提出日(Submitted Date)	24. 申請書受理日(Accepted Date)		



水産動物または水産動物製品輸入許可書

(Application form for Aquatic Animal or Aquatic Animal Product Import Permit)

1. 申請先(Submit to)		2. 略称(Title) DOF 2	
		3. 番号(No.)	
4. 輸入者(Importer)	納税者番号/支所 No.(Tax No./Branch)	5. (原産国からの)輸出者(Exporter of Exporter Country)	
6. 目的(Purpose)		7. 輸入日(Arrival Date)	8. 輸入手段(Mean of Transport)
9. 乗物の名/番号/区分/容積(Vessel/Vehicle/Flight)		10. コンテナ番号(Container No.)	
11. 製造施設/捕獲場所(Warehouse/Cold Storage)			12. 積出国 (Consignment Country)
13. 輸入水産動物検疫所 (Fisheries Port(Discharge Port))	14. 認可水産動物検疫所 (Fisheries Port(Release Port))	15. 輸入税関 (Customs Port(Discharge Port))	16. 寄港地 (Intended port of call)
17. 商品保管施設(Production Facilities)		18. <input type="checkbox"/> 返送(Return Cargo) 理由	19. 許可の詳細 -末尾添付リストの通り- (-Details-)
20. 参照書類(Reference)			
21. 許可書における条件(Conditions)			
22. 発行日(Issue Date)		23. 輸入者代理人(Attorney)	
24. 発効日(Effective Date)	26. 署名(Signature)	27. 肩書及び機関の印章 (Officer Position and Emblem of Government Office)	
25. 有効期限日(Expire Date)			

1. 許可書発行者(Issued by)	2. 略称(Title) DOF_2	A
	3. 番号(No.)	

番号 (No.)	水産商品(Fisheries Commodity)				数、量/ 単位 (Quantity/Unit)	正味重量/ 単位 (Net Weight/Unit)	寸法/単位 (Size/Unit)	価額(バーツ) (Value (Baht))	インボイス /番号/出所 (Invoice No./Source)
	統計品目番号/詳細 (HS Code)	商標名/商標登録番号 (Trade Name/Registration no.)	学名/一般名 (Scientific Name/ Common Name)	原産国 (Origin Country)					
合計(Summary)									

22. 発行日(Issue Date)	23. 輸入者代理人(Attorney)	26. 署名(Signature)	27. 肩書及び機関の印章 (Officer Position and Emblem of Government Office)
24. 発効日(Effective Date)	25. 有効期限日(Expire Date)		

		商品検査通知書 Fishery Goods Inspection Notification	
1. 発行者(Issued by)		2. 略称(Title)	
		3. 番号(No.)	
事業者記入欄(Part of Enterprise)			
4. 通関手続者(Formality person)		納税者番号/支所番号 (Tax No./Branch)	
5. 通関検査者名 (Inspected proceeding person)	国民身分証明証番号 (ID No.)	6. 携帯電話番号 (Mobile No.)	
7. 実際の輸入/輸出/通過日 (Confirmed Arrival/Departure/transit Date)		8. 商品検査請求日時 (Inspection Date and time)	
係官記入欄(Part of Officer)			
9. 検査場所(Inspection place)		10. 商品保管/配送施設 -	
<input type="radio"/> <input type="radio"/> 商品保管/配送施設		-末尾添付の詳細通り- (-Details-)	
11. 審査結果 (Decision)	12. 押収/留置 (Action)	13. 抜取検査 (Sampling test)	14. 連絡係官(Contacting officer)
15. 備考(Remark)			
16. 参照書類(Reference)			
17. 検査通知書の条件(Conditions)			
18. 発行日(Issue Date)		19. 輸入者代理人(Attorney)	



商品検査通知書
Fishery Goods Inspection Notification

1. 発行者(Issued by)	2. 略称(Title)
	3. 番号(No.)

係官記入欄(Part of Officer)

10. 商品保管/配送施設

会社名/住所	コンテナ番号/国内車両登録番号
<input type="checkbox"/> 施設	
<input type="checkbox"/> 施設	
<input type="checkbox"/> 施設	
<input type="checkbox"/> 施設	
<input type="checkbox"/> 施設	
<input type="checkbox"/> 施設	
<input type="checkbox"/> 施設	

18. 発行日(Issue Date)	19. 輸入者代理人(Attorney)
---------------------	----------------------

水産局告示、2024年

件名 水産動物または水産動物製品輸入時の許可申請および 許可における規則・方法および条件の規定(第3版)の末尾に添付する 水産動物または水産動物製品の検査方法、手順

1. 係官が2017年3月31日付の水産局告示2017年、件名「水産動物または水産動物製品輸入時の許可申請および許可における規則・方法および条件の規定」並びにその改正増補版の第10条に基づく水産動物または水産動物製品の検査申請を受けた時、係官は保管場所および物流センターの情報、コンテナ番号およびタイ国内の車両番号、並びに以下の証拠書類を検査するものとする。

- (1) 水産動物または水産動物製品の輸入許可証
- (2) 積荷目録(あれば)
- (3) 輸入付属書類
- (4) その他法令で定める輸入付属書類

2. 係官が本告示末尾に添付する水産動物または水産動物製品の検査方法、手順の第1項に基づく検査を行った後、水産局の中央申請ネットワークおよび許可証・証明書サポートシステム(Fisheries Single Window: FSW)で定める基準に従い、リスク評価を行い、以下のリスクレベルに応じて水産動物または水産動物製品の開封検査基準を適用する。

- レベル3 高リスク 輸入の都度開封検査する
- レベル2 中リスク 輸入の50%以上を開封検査する
- レベル1 低リスク 輸入の30%以上開封検査する

リスク評価を受けた水産動物または水産動物製品で、システム上で開封検査しないとなった場合、係官はその水産動物または水産動物製品を開封検査しない。ただし、合理的な理由がある場合、係官の判断によって水産動物または水産動物製品の開封検査を行うことができる。また、システム上で開封検査するとなった場合、係官は下記に従い、水産動物または水産動物製品の検査を実施する。

(1) 輸入許可した水産動物または水産動物製品の種類、サイズ、数、または量と一致しているかを検査する

(2) 係官が(1)に基づく検査を行った後、工場または事業所における水産動物または水産動物製品の検査を希望する場合、係官は以下の手順に従うとする。

- (a) 関税局および輸入者に通知する
- (b) コンテナの番号を確認し、コンテナまたは収納容器をシール封印する
- (c) 水産局のシール(SEAL)を貼り、工場または事業所に移動するに向けて水産動物または水産動物製品を管理する
- (d) 水産動物または水産動物製品が工場または事業所に到着した際、水産局の係官が水産局のシール(SEAL)を確認してから、水産局のシール(SEAL)を切り、輸入水産動物または水産動物製品の種類、サイズ、数、または量を確認する。

(3) 水産動物または水産動物製品を検査した結果、水産動物または水産動物製品が取得した輸入許可証の内容と正確かつ完全に一致することが判明した場合、係官が水産動物または水産動物製品の輸入を許可し、輸入水産動物移動証明書(IMD)を発行する。

3. タイ国籍ではない漁船による輸入およびタイの積み下ろし船による水産動物または水産動物製品を検査する場合、係官が以下に従うとする。

(1) 寄船港で水産動物または水産動物製品の種類および量を分別する場合、係官が水産動物または水産動物製品の荷降ろしおよび分別を管理する。

(2) 工場または事業所で水産動物または水産動物製品の種類および量を分別する場合、係官が以下に従うとする。

(a) 水産動物または水産動物製品の船から積載に用いる車両への積換えを管理し、輸入水産動物商品管理記録(Tally sheet)に水産動物または水産動物製品の積換え情報を記録すると共に、工場または事業所に向けて送られる水産動物を管理するために、積載に用いる車両に水産局のシール(SEAL)を貼る。

(b) 水産動物又は水産動物製品が工場または事業所に到着した時、水産局の係官が水産動物の種類および量の分別を管理および検査する。

(c) 係官が正確性を検査するために、輸入者が水産動物の種類および量の分別結果を提出する

(3) 水産動物または水産動物製品を検査を終えたら、水産動物または水産動物製品が取得した輸入許可証の内容と正確かつ完全に一致することが判明した場合、係官が水産動物または水産動物製品の輸入を許可し、輸入水産動物移動証明書(IMD)を発行する。

4. 水産動物または水産動物製品を検査する間、検査が完了するまで輸入者が輸入水産動物商品管理記録(Tally sheet)に記された保管場所から移動してはならない。ただし、停電、火災、水害など移動せざるを得ない理由がある場合を除く。その場合、移動は係官の管理下で行うものとし、輸入者が係官にしかるべき便宜を図ること。

【免責条項】

この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、ジェットロバンコク事務所が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

原典については、下記をご覧ください。本 URL は 2024 年 5 月 21 日時点で有効であることを確認しておりますが、今後 URL が変更・削除される可能性もございます。

(ウェブページ)

<https://ratchakittha.soc.go.th/documents/30033.pdf>